



令和7年11月17日
文教常任員会

12月定例会提出予定の議案について

【本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び
個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例】

総務部教育課

県立大学授業料等減免事務における情報連携について

(本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正)

改正の背景

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学料の減免判定に必要な情報について、現在は、学生（申請者）に住民票の写し、課税証明書等を提出させることにより確認している。

住民基本台帳ネットワークシステムを通じて氏名その他の本人確認情報等の真正性を確認の上、マイナンバーを用いた情報連携により授業料・入学料の減免判定に必要な情報（取得情報）を取得することで、学生（申請者）の負担軽減を図る。

減免手続に必要な情報（取得情報）と条例改正内容

授業料等減免の要件	取得情報	確認する状況
【県無償化制度（県内生）】 学生及び生計維持者（原則、父母）のいずれもが、3年以上前から引き続き兵庫県に在住していること	住民票関係情報	<ul style="list-style-type: none"> ・学生及び生計維持者の兵庫県への居住状況 ・多子世帯かどうか ※多子世帯は国制度へ
【県独自減免制度（県外生等）】 経済的理由により授業料の納付が著しく困難な者等	地方税関係情報	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入の状況 ※国制度・県独自減免のカバー範囲確認

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例別表第2及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第1に「**兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学料の減免に要する費用の支弁に関する事務（県立大学授業料等減免事務）**」を追加する。

※条例に事務を追加することで、利用特定個人情報提供省令を根拠に「地方税関係情報」と「住民票関係情報」の取得が可能となる。

補足事項

- ・マイナンバーはシステムを通じて県に直接提出されるため、**県立大学がマイナンバーを取り扱うことはない**。
- ・県において、情報連携で取得した情報を用いて一次判定を行い、判定結果（特定個人情報を含まない。）を県立大学に伝達する。その後、県立大学において学業成績等を考慮して最終判定が行われる。